0301-01-01



一般社団法人日本原子力学会

クレジットカード取り扱いに関する細則

2022年10月19日　第3回総務財務委員承認

（目的）

第１条　本細則は、経理規程運用に関する規約（0301-01）第6条第3項に基づき、クレジットカードの取り扱いにかかわる事項について定め、当該カードの使用を明瞭かつ適正におこなうことを目的とする。

（定義）

第２条　この細則において法人カードとは、銀行および信販会社またはその子会社（以下、「カード発行会社」という）が法人に対して発行するクレジットカードをいう。

（法人カードの契約）

第３条　近年のインターネットを介した商品の購入、サービス等の提供を受けるにあたりクレジットカード決済が増加傾向にあり、支払方法がクレジットカード決済のみの場合もあるため、円滑な事務処理および業務軽減を図る目的で契約する。

（保管場所）

第４条　法人カードは、事務局内の施錠できる場所に保管し、事務局外に持ち出さない。

（管理責任者）

第５条　法人カードの保管管理をおこなうため管理責任者をおくこととし、事務局長を管理責任者とする。

（管理責任者の責務）

第６条　管理責任者は、法人カード使用の申請があった場合は、提出された証憑書類で使用目的・

金額を確認し、カード発行会社が発行する利用明細とカード支払日の支払金額を確認しなければならない。

（カード使用者の責務）

第７条　カード使用者は、法人カードの使用が第９条に掲げる不正使用とみなされないように注

意し、電子承認システムで申請して上長の承認を得てから、カード決済については事務局長

の承認を得なければならない。

２　カード使用者は、証憑書類として領収書や利用明細書、請求書等を提出する。

（法人カードの紛失盗難等）

第８条　管理責任者は、紛失または盗難にあったときは、ただちに所管する警察署に紛失等の届

出をおこなうとともに、カード発行会社に対してカードの利用停止等の措置を求めるものと

する。

（法人カードの不正使用）

第９条　法人カードの使用が、次の各号に該当するときは、これをカードの不正使用とみなす。

　 （１）私的に利用した場合

　 （２）法人カードの使用約款に違反して使用した場合

２　管理責任者は、前項各号に掲げる不正使用を発見した場合は、ただちに財務理事にその状況を報告するものとする。

（法人カードの不正使用に対する損害賠償）

第10条　財務理事は、前条第１項に掲げる法人カードの不正使用により法人に損害が発生したと認めた場合は、カード使用者に対しその損害の賠償を求めるものとする。

（その他）

第11条　この細則に定めるもののほか、その他の使用に関しては、法人カードの規約にしたがう。

（改定）

第12条　本細則の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

１　2022年10月19日　第3回総務財務委員会制定、同日施行

　　2022年10月28日　第4回理事会報告

附則

１　2022年10月19日承認の細則は、総務財務委員会承認の日から施行する。